

埼玉県都市整備部建築安全課 育児休業代替職員募集要項

次のとおり育児休業代替職員を募集します。

1 職務内容

<職種 建築技術者>

- (1)・・・建築技術職員研修に関すること
- (2)・・・建築動態統計調査等各種調査に関すること
- (3)・・・特定行政庁連絡協議会の会議等各種会議に関すること
- (4)・・・空き家対策の促進に関すること
- (5)・・・その他企画担当業務に関すること

2 応募資格

- (1)一級建築士又は二級建築士の資格を所持していること。
- (1)ワード、エクセルを使った基礎的なパソコン操作ができること。
- (2)年齢・性別・学歴は問いません。
- (3)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

- (1)・・・高いコミュニケーション能力や協調性、柔軟性を有する方
- (2)・・・窓口や電話での対応等が適切にできる方
- (3)・・・申請書類等の確認、審査事務を適切に処理できること。

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

- (1)任用期間
令和4年12月1日から令和5年9月30日まで
- (2)勤務日数・勤務時間
週5日、8時30分～17時15分間の7時間45分
※休憩時間：正午～午後1時(60分)

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日です。

(4)休暇

年次休暇10日、その他は県の規定によります。

(5)報酬

月額:188,800円～272,300円

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

(6)諸手当

支給要件に該当する人には、条例に基づき通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等が支給されます。

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(8)社会保険等

健康保険、厚生年金、公務災害補償

※加入条件を満たす場合に限りです。

(9)勤務地

埼玉県都市整備部建築安全課内

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募について

(1)応募は、令和4年10月14日(金)【**必着**】までに下記担当宛てに、必要事項を記入の上、資格証の写しとともに、提出してください。なお、応募書類の返却はしていません。

・本募集要項に添付している履歴書(様式1写真添付のこと)、身上書(様式2)

・職務経歴書(任意様式、ワープロ作成可)

* 応募者多数の場合早めに募集を締め切ることがあります。電話で募集が継続しているかあらかじめご確認ください。

* 平日の昼間に連絡が確実にとれる電話番号を記入してください。

(2)提出は、郵送又は持参となります。

(3)封筒の表面には「育児休業代替職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。

(4)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません

(5)持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。

7 選考方法等について

(1) 第一次審査

応募書類による選考を行います。選考を通過した方のみ第二次審査のご連絡をします。

(2) 第二次審査

第二次審査(面接)は、埼玉県庁舎内の会場で令和4年10月19日(水)～21日(金)頃に実施することを予定しております。日時及び場所については、令和4年10月18日(火)頃までに連絡します。

(3) 最終合格

令和4年10月28日(金)頃に、第二次審査の受験者全員に連絡します。正式な採用決定は11月下旬になる見込みです。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地: 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁第庁舎1階)

担当: 都市整備部建築安全課 古澤

電話: 048-830-5510